## 規制改革実施計画のフォローアップについて

平成29年1月26日規制改革推進会議

#### 1 趣旨

規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)において、同計画及びこれまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況についてフォローアップを行うこととされていることから、平成28年度末時点のフォローアップを以下の要領で行うこととする。

## 2 フォローアップ要領

### (1) 報告対象

ア 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)

同計画に掲げる全ての事項

イ 規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)、規制改革実施計画(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)及び規制改革実施計画(平成 27 年 6 月 30 日) 平成 27 年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされた事項

#### ウその他

第36回規制改革会議(平成26年9月16日開催)において重点的フォローアップ対象とされた「改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討」について、平成27年度末時点で措置済とされていない事項

### (2) 所管省庁からの報告

2(1)の事項について、所管省庁に平成28年度末時点の措置状況、実施内容及び今後の予定について報告を求める。

報告様式は、第2回規制改革推進会議(平成28年10月6日開催)で重点的フォローアップ対象とした事項(別紙)については様式1、それ以外の事項については様式2とする。

### ※「措置状況」は次の区分により分類する。

措置状況	基準
措置済	実施計画に定められた内容を完了したもの
未措置	実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置
	が完了していないもの
検討中	実施計画に定められた内容の実現に向けて、具体的な検討を開始し
	ているが、いまだ結論が得られていないもの
未検討	「今後、〇〇〇審議会において検討する予定」など、一般的な予定は
	あるが、当該年度に具体的な検討が予定されていないもの等
_	実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できない
	もの

- (3) 各ワーキング・グループにおける報告内容の評価
- ア 重点的フォローアップ対象とした事項については、所管省庁からの報告 内容、これまでの規制改革推進会議及びワーキング・グループでの検討な どを踏まえ、以下の区分により評価する。

評価区分	判 断 基 準								
解決	・運用段階以前の事項であって、実施計画の趣旨に沿って制								
	度整備が完了しているもの								
	・運用段階に入っている事項であって、実施計画の趣旨に沿								
	って運用がなされているもの								
要フォロー継続	・運用段階以前の事項であって、現在のところまでは実施計								
	画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令・通達レベルな								
	ども含め) が未整備である等のため、引き続きフォローが必								
	要なもの								
要改善	・制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿ってい								
	ないと考えられるもの								

イ 重点的フォローアップ対象外の事項については、所管省庁からの報告内容を踏まえ、当初計画に定められた内容が実施されていないと明確に認められる事項については、その旨を明らかにする。

## 3 答申への反映

重点的フォローアップ対象とした事項のうち「要改善」としたものは、新 規事項として位置付け、今期の答申に盛り込むこととする。

## 4 今後のスケジュール

平成29年 3月 1日 所管省庁に依頼

4月 6日 所管省庁からの回答期限

4月~5月 所管省庁からの回答をワーキング・グループ

において精査

そ の 後 結果の取りまとめ

規制改革推進会議に報告・公表

第 2 回規制改革推進会議(28.10.6) 資料 1 - 6

## 重点的フォローアップ事項について

平成 28 年 10 月 6 日 規制改革推進会議決定

規制改革実施計画において閣議決定された事項のうち、以下について は重点的なフォローアップ事項とする。

## (本会議)

- ・民泊サービスにおける規制改革
- ・地方における規制改革
- 地方版規制改革会議

## (農業WG)

- ・農業協同組合改革の確実な実施
- ・牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革
- ・生産資材価格形成の見直し、流通・加工の業界構造の確立

## (人材WG)

労使双方が納得する雇用終了の在り方

## (医療・介護・保育WG)

診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

## (投資等WG)

通訳案内士制度の見直し

【重点的フォローアップ事項】 様式1

	「規制改革実施計画」における実施内容		<b>武佐</b> 少亡		尾施状況(平成29年3月31日時点)	今後の予定	規制改革推進会議		
N	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置 状況	これまでの実施内容	/ 元 世 00 年 0 日 0 1 日 1 上 1		規制改革推進会議としての指摘事項
	•			1					
					(				
						Y			Y
						所管省庁が作成したものる プに報告	を各ワーキング・グルー		ワーキング・グループにおいて成、規制改革推進会議に報告

【重点的フォローアップ以外の事項】

様式2

規制改革実施計画における実施内容			所管省庁		実施状況(平成29年3月31日時点)	今後の予定	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	7月187日7月	措置 状況	これまでの実施状況	(平成29年3月31日時点)
					l		1
						γ	
						所管省庁が作成したものを名	トワーキング・グ
						ループに報告	

## 〇規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抄)

### I 共通的事項

7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年 度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改 革会議に報告するとともに、公表する。

## 〇規制改革実施計画(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)(抄)

## I 共通的事項

7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年 度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改 革会議に報告するとともに、公表する。

## 〇規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)(抄)

## I 共通的事項

8 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、平成 27 度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制 改革会議に報告するとともに、公表する。

# 〇規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

### I 共通的事項

8 計画のフォローアップ

本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要である。

# 規制改革実施計画のフォローアップ件数について

①平成28年実施計画	
重点的フォローアップ事項	12
重点的フォローアップ事項以外	68
計	80

		措置済でないもの	7			
		担直済でないも			相 旦 계	
		(未措置、検討中、未枝	(食計)		解決	要フォロ一継続
②平成27年実施計画						
重点的フォローアップ事項	78	29		49	28	21
重点的フォローアップ事項以外	105	33		72		
計	183		62	12	1	
③平成26年実施計画						
重点的フォローアップ事項	33	1		32	10	22
重点的フォローアップ事項以外	216	26		190		
計	249		27	22	2	
④平成25年実施計画	_					
重点的フォローアップ事項	18	0		18	8	0
重点的フォローアップ事項以外	124	11		113		
計	142		11	13	1	
⑤改正タクシー特措法						
重点的フォローアップ事項	0	0		0	0	0
重点的フォローアップ事項以外	5	1		4		
計	5		1		4	
小計(②+③+④+⑤)	579	6	101	478	8	<b>7</b> 43

総計(①+②+③+④+⑤) 659 うち、フォローアップ対象件数 (①+⑥+⑦) **224**